

令和4年度

監査報告書

【監査種別】

定期監査(財務監査及び行政監査)

財政援助団体等監査

うきは市監査委員

第1 定期監査結果報告の概要

(1) 本監査結果に関する報告は、うきは市監査基準に準拠し行うものである。

(2) 監査の種類

財務監査及び行政監査

(3) 監査の対象及び実施期日

対 象 課 等	実 施 期 日
吉井中学校、浮羽中学校、大石小学校	令和4年 6月28日
山春小学校(備品)、御幸小学校、福富小学校(備品)	令和4年 6月29日
江南小学校、吉井小学校、千年小学校	令和4年 7月 1日
千年保育園、いずみ保育園、千草保育園	令和4年10月18日
山春保育所、浮羽保育所、議会事務局、都市計画準備課	令和4年10月19日
市民協働推進課	令和4年10月20日
税務課(徴収対策室)、浮羽市民課・男女共同参画推進室(備品)	令和4年10月21日
福祉事務所、会計課	令和4年10月25日
保健課、自動車学校	令和4年11月 7日
うきはブランド推進課(山村振興推進室を含む)(備品)	令和4年11月 9日
学校教育課、水環境課	令和4年11月15日
生涯学習課、図書館	令和4年11月18日
建設課	令和5年 1月13日
市民生活課、人権・同和対策室	令和5年 1月18日
農林振興課、農業委員会事務局	令和5年 1月20日
総務課	令和5年 1月23日
企画財政課(公共経営戦略室を含む)	令和5年 1月24日

(4) 監査の着眼点

監査は、令和3年度及び令和4年度定期監査時までにおける財務に関する事務の執行状況及び一般事務の執行状況等について、関係法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているかを主眼として、次の事項に重点を置いて実施した。

(重点項目)

- ①収入事務（ア. 現金取扱事務、イ. 徴収事務及び滞納整理事務）
- ②支出事務（ア. 委託料の支出、イ. 補助金・交付金の交付、ウ. 契約、エ. 財産管理）
- ③指摘事項の改善状況
- ④課や係内の情報共有について（業務の管理状況）

(5) 監査の主な実施内容

監査は、対象課等から事前に提出された定期監査資料に基づいて、関係資料及び証拠書類等の調査、照合等を行うとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

(6) 監査の実施場所

庁舎内会議室及び各学校、施設等

(7) その他の事項

小学校備品検査（備品台帳と現品の照合）は、山春小学校及び福富小学校の2校を実施した。

また、浮羽市民課・男女共同参画推進室、うきはブランド推進課についても、備品検査を実施した。

第2 監査の結果

監査対象の市の財務事務及び行政事務事業の執行については、概ね適正に執行されていたが、以下のとおり改善または検討を要する事項が認められたので、適切な措置を講じて住民の福祉の増進と市政への信頼確保に努められたい。

監査の結果は、次のとおりである。

なお、担当職員に対して口頭により改善を求めた留意すべき軽微な事項についての記述は省略する。

【全庁的指摘事項】

1. 補助金交付事務において、申請等の記入誤りや確定通知等がなされていない案件が散見される。また、交付申請書や実績報告が適切に行われていない事案が見られるため、うきは市補助金等交付規則及び補助金交付要綱の規定に基づいて適正な事務執行に努められたい。
2. 文書事務の取扱い（契約事務文書、出張命令簿等）で、決裁日、見積決定日など日付の記入もれが散見されるので、適正な処理に努めること。
3. 所管の備品について、特に多くの備品を所管とは異なる場所で管理している場合などは、定期的に点検を実施し、実態把握のうえ、備品台帳の整理を行うなど財務事務取扱要領でも示されているように、適正な備品の管理に努められたい。
4. 支出伝票の不備（検収日の捉え方誤り、摘要の記入誤り等）が散見されるので、会計事務規則に基づき作成し、課内及び係内でのチェック体制の整備を講じること。
5. 公金（つり銭等）はもちろん準公金や切手等の取扱いについても、公金取扱事務の管理適正化方針及び公金取扱基本マニュアルに基づき、業務手順を整理し、複数人によるチェック機能体制の確立に努めること。
6. 公用車の運転については、酒気帯び確認の徹底を図り安全管理に務めること。

【全庁的意見事項】

1. 内部統制の強化整備・運用については、これまでも規定の見直しや業務マニュアルの整備などの取り組みが進められてきたところであるが、まず職員一人一人が法令や条例・規則等を十分熟知した上で業務を遂行することが重要である。
さらに業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性を図るためにも、組織全体でリスクマネジメントに取り組み、チェック体制の整備、業務の標準化や手順の明確化を行うなど、適切で効果的な業務の確保を図られたい。

【個別指摘事項等】

企画財政課

◆契約管財係

1. 契約文書において、決裁日もれや落札決定日もれが見受けられるので、契約主管として、模範となるべく事務を行うこと。

<措置状況>

漏れがあったものについては対応しました。また全庁的に同じ事案が多数あるということでしたので、掲示板に決裁関係の記事を掲載しました。

(令和5年2月1日に各課からのお知らせに「決裁日・落札日・見積決定日等が記入されているかご確認ください」)

2. 指定管理者制度導入施設における自動販売機設置の取扱いについて、所管として早急にガイドラインを整備するよう検討されたい。(継続)

<措置状況>

指定管理者制度導入施設における自動販売機設置の取り扱いについて、内容を確認しつつ、ガイドラインを検討中です。

総務課

◆総務法制係

1. ハ竜及び船越財産区の業務は、山林災害の増加や事務担当について課題が見受けられるので、他市の状況を調査し適切な所管の見直しを検討されたい。(継続)

<措置状況>

全国の財産区は山林以外にも様々な財産を保有しております。また議会があるためそれに対応する事務もあります。また、現在山林からの収入は激減しており、今後財産の処分や財産区の解散なども視野に入ってくる可能性もあります。そういった面も含め考慮・分析しながら、適切な所管について協議を行いたいと考えています。

2. 出張命令関係で、遠方（東京都等）の出張先の同一地域内の移動に係る旅費の計算において煩雑化が見られる。事務の軽減のためにも旅費の距離別加算が設けられている点を考慮し検討をされたい。(継続)

<措置状況>

先進自治体の状況を確認したうえで、旅費管理システムの導入と並行して検討していきたいと考えています。

3. 出張命令関係で、直行、直帰をどう認めるべきか、考え方を整理し内規について検討されたい。(継続)

<措置状況>

内部取り扱いを検討し、一定の基準を定めました。

税務課(徴収対策室)

◆住民税係、資産税係、徴収対策係

1. 国の法律を準用するものは別として、市の独自様式は規則で定めること。(継続)

<措置状況>

国のシステム標準化に伴う様式変更の動向を見ながら検討していきます。

(システム標準化の実施は令和8年度からであるため、具体的な様式決定についてはしばらくかかる見込である。)

会計課

◆会計係

1. 会計事務規則の遵守及び収支伝票処理事務のミスを防ぎ、チェック機能向上を図るため、係長等を対象とした研修の充実を図られたい。(継続)

<措置状況>

財務事務説明会での説明資料を充実させ、財務事務を担当する全職員への周知徹底を図ります。

2. 下水道事業の公営企業会計移行に伴い、遺漏ない会計事務に努められたい。(継続)

<措置状況>

公営企業事業担当者と連携を図り確認作業を密に行いながら、遺漏ない会計事務の執行に努めます。

水環境課

◆上下水道管理係、上下水道工務係

1. 簡易水道事業及び下水道事業における漏水等の還付基準について、内規を定めること。(継続)

<措置状況>

令和4年度中に起案し、令和5年度から運用。

2. 簡易水道事業及び下水道事業の会計規則第14条第2項において勘定科目の区分は市長が別に定めるところによると規定されているので早急に定めること。(継続)

<措置状況>

令和4年度中に起案し、令和5年度から運用。

3. 備品購入について原議等の作成がされておらず、見積のみで購入している。書類を作成すること。

<措置状況>

原議を作成し、適切に処理します。

市民生活課

◆生活環境係

1. 粗大ごみ回収について、効率性や財政的な見地から回収方法や受益者負担を含めて検討されたい。(継続)

<措置状況>

令和2年度の「市全域を吉井町域方式に統一する」案に対しての行政区アンケート結果が、約7割の行政区が反対(現状のままを希望)、約3割が賛成との結果でした。令和3年度では、「市全域を有料戸別回収方式」に対する市民の意見を聴取する目的で市民アンケートの実施を計画し、議会全員協議会へ説明した結果、「経費等を整理して、わかりやすい計画を立てるべきだ」等の多くの指摘事項がありましたので、当分の間は現行方式を継続しながら、再検討していくこととしました。令和4年度では、粗大ごみの収集方法の選択肢を増やすため、年2回の粗大ごみ回収、耳納クリーンステーションへの直接持ち込みに加え、家庭系一般廃棄物収集運搬業の新規許可を行い、一時的な大量ごみなどの有料戸別収集サービスを可能にしました。本サービスは、市を介さずに市民が直接許可事業者へ依頼して収集日の調整から料金の支払いまでを行います。

2. 火葬場(浄光苑)の3カ年の解体計画が後回しになっている。地元で事情を説明し理解を得るよう努められたい。(継続)

<措置状況>

令和5年度解体工事費を予算計上していますので、地元と事前協議を行いながら進めていく予定です。

農林振興課

◆農政係

1. 認定農業者連絡協議会補助金の食費、駐車場借上料について、支出項目が確認できなかった。事務処理を検討すること。

<措置状況>

支出項目を検討し、適正な対応を行います。

生涯学習課

◆スポーツ文化振興係

1. 施設の空き状況について市民がパソコン等閲覧できるよう検討されたい。(継続)

<措置状況>

総務課情報政策係が主となってオンラインで申し込みできる公共施設予約システムを検討し、令和5年度にシステム導入委託料を予算化しています。

◆文化財保護係

1. 市文化財、伝統的建造物関係の補助金要綱中に端数処理、支払い時期、確定処理等の規定が見当たらない。通常の補助金交付の流れに沿った要綱に整備しなおすこと

<措置状況>

市文化財、伝統的建造物関係の補助金については、補助金交付規則の見直しを内部で検討しています。

学校教育課

◆教育総務係、学事係

1. 教育委員会で備品台帳マニュアルを作成し、各学校事務の共有化について検討されたい。(継続)

<措置状況>

教育委員会で備品台帳マニュアルを作成し、各学校に周知し適正な備品管理に努めます。

第1 財政援助団体等監査結果報告の概要

(1) 本監査結果に関する報告は、うきは市監査基準に準拠し行うものである。

(2) 監査の種類

財政援助団体等監査

(3) 監査の対象及び実施期日

対 象	実 施 期 日
浮羽森林組合	令和4年11月25日
社会福祉法人 うきは市社会福祉協議会	令和4年11月28日
うきは市商工会	令和4年11月30日
公益社団法人 うきは市シルバー人材センター	令和5年 1月31日
一般社団法人 うきは観光みらいづくり公社	令和5年 1月31日
うきはの里株式会社	令和5年 2月24日

(4) 監査の着眼点

①財政援助団体

団体の補助金の目的に適合し、かつ申請書等の手続きや経理事務が適正に行われているかについて

②出資団体

団体の事業が出資目的に適合し、かつ会計経理・財産管理・資金の運用等が適切に行われているかについて

③公の施設の指定管理者

管理業務が設置目的に適合し、協定等に基づく業務の履行、指定管理料の経理等が適切に行われているかについて

(5) 監査の実施内容

所管部署及び財政援助団体等から提出された関係書類を照合検査するとともに、関係職員からの説明を受け実施した。

(6) 監査の実施場所

各団体の会議室等

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和3年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
浮羽森林組合	令和4年11月25日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、担当職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助の目的

1. 財政援助の名称（所管課）
浮羽森林組合補助金（農林振興課）
2. 財政援助の内容と金額（令和3年度決算額）
補助金 36,733,358円

第5 監査の結果及び意見

市に提出された事業計画書等に沿って事業執行され、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されていた。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が懸念されるなか、感染症予防を図りながら、組合員の高齢化に伴う林業後継のための人材の育成・確保に努められ、地域社会の発展のため地域林業の振興事業に期待する。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和3年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
(福)うきは市社会福祉協議会	令和4年11月28日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、担当職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助の目的

1. 財政援助の名称（所管課）

社会福祉協議会運営費補助金	(福祉事務所)
ふれあいのまちづくり推進事業費補助金	(福祉事務所)
移送サービス事業費補助金	(福祉事務所)
総合福祉センター指定管理料	(福祉事務所)

2. 財政援助の内容と金額（令和3年度決算額）

社会福祉協議会運営費補助金	45,000,000 円
ふれあいのまちづくり推進事業費補助金	4,500,000 円
移送サービス事業費補助金	342,000 円
総合福祉センター指定管理料	13,500,000 円
合計	63,342,000 円

第5 監査の結果及び意見

総合福祉センターについては、関係法令等の諸規定に準拠した事務処理がなされ、施設管理契約等に基づき適正に管理運営が行われている。

財政援助の目的に沿って社会福祉事業が実施されている。近年は介護予防や生活支援の取り組み等を自治協議会や各行政区と連携しながら、地域福祉の充実のため先進的に取り組んでいる。

また、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、社協が推進している様々な事業で各種研修会や、よりあい活動等が中止になり一時的に停滞するなど影響が懸念されたが、令和4年度は座談会等を実施することもできている。

依然として、社会福祉を取り巻くサービスは多岐にわたり困難な案件もあるが、引き続き、市と連携して、これからも進行する少子・高齢化社会における地域社会福祉事業の充実に努力されたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和3年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
うきは市商工会	令和4年11月30日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、担当職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助の目的

1. 財政援助の名称（所管課）

経営改善普及事務費補助金	（うきはブランド推進課）
商工振興委員設置費補助金	//
青年部活動事業費補助金	//
女性部活動事業費補助金	//
商工業経営力向上事業費補助金	//
海外展開事業費補助金	//
街づくり未来創造事業費補助金	//
（プレミアム付飲食店応援チケット（電子版））	
臨時経済対策商品券発行事業費補助金	//

2. 財政援助の内容と金額（令和3年度決算額）

経営改善普及事務費補助金	18,040,000 円
商工振興委員設置費補助金	200,000 円
青年部活動事業費補助金	1,000,000 円
女性部活動事業費補助金	350,000 円
商工業経営力向上事業費補助金	5,870,000 円
海外展開事業費補助金	1,000,000 円
街づくり未来創造事業費補助金	1,200,000 円
（プレミアム付飲食店応援チケット（電子版））	
臨時経済対策商品券発行事業費補助金	52,394,036 円
合 計	80,054,036 円

第5 監査の結果及び意見

市に提出された事業計画書等に沿って事業執行され、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されていた。

市内商工業を取り巻く環境は厳しく、事業の承継や人材の確保・育成、商工会の事業や組織の見直し等課題は山積しているが、引き続き課題解決に向け、取り組み推進に努められたい。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により既存事業の中止が続き地域経済への影響が懸念されるなか、その対策として市と連携しコロナ総合相談窓口を設置し、事業計画の策定支援や各種支援金の申請手続き支援を行うなど、コロナ禍の事業者の不安解消や事業継続支援に取り組まれている。

また個人消費の喚起や経済振興を目的としたプレミアム付き商品券の発行や飲食店支援のための飲食店応援チケット発行事業により地域経済振興にも取り組まれている。

これからも、地域ネットワークを最大限に活かし、県連合会、市担当課、商工会及び会員がなお一層連携して、商工振興事業の発展に努められたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和3年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
(公社)うきは市シルバー人材センター	令和5年1月31日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、担当職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助の目的

1. 財政援助の名称（所管課）

シルバー人材センター運営費補助金 (保健課)

2. 財政援助の内容と金額（令和3年度決算額）

シルバー人材センター運営費補助金	9,000,000 円
合計	9,000,000 円

第5 監査の結果及び意見

少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少していく中、高齢者の生きがいづくりや多様な就労支援に取り組むシルバー人材センターの活動は重要であり、地域活性化の面からもその役割は大きいものがある。

このようななか、財政援助の目的に沿ってセンターの多様な地域貢献活動が実施され、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して適正に処理されていた。

近年、再任用制度の導入や定年制の延長等が進行していく中、会員の減少・高齢化が進んでおり、会員拡大が課題である。全国的な方針として会員拡大100万人が提起されているところである。センターにおいてもこの方針に沿ってあらゆる機会を通じて会員拡大に努力されたい。

地域の期待も大きいなか、就業中の安全確保も図られたうえで、適正就業の体制づくりと就業事業の確保と提供に努められたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和3年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
うきは観光みらいづくり公社	令和5年1月31日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、担当職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助の目的

1. 財政援助の名称（所管課）

うきは観光みらいづくり公社運営事業補助金（うきはブランド推進課）

2. 財政援助の内容と金額（令和3年度決算額）

うきは観光みらいづくり公社補助金 6,875,000円

第5 監査の結果及び意見

財政援助の目的に沿った観光事業の執行がなされ、事務の執行においても関係法令等の諸規定に準拠して概ね適正に処理されていた。また決算においても市からの補助事業関係書類等概ね適正に処理されていた。

令和4年3月に登録DMOを取得し、うきは市の観光事業が観光協会から「うきは観光みらいづくり公社」へ引き継がれてから令和4年4月で3年が経過した。新たな事業に取り組まれるなどの努力により一定の成果もあるが、規約や規程等については一部改善を要する点も見られた。引き続き整備に努められるとともに、コロナ終息後の観光振興のためにうきはの魅力発信と観光客誘致に努められたい。

財政援助団体等監査報告書

第1 監査対象年度 令和3年度

第2 監査の対象団体及び実施期日

対象団体名	実施期日
うきはの里(株)	令和5年2月24日

第3 監査の主眼及び方法

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助の目的に沿った事業の執行及び経理事務の執行が関係法令等の諸規定に準拠されているかなどを主眼とし、関係する書類・帳簿等により照合検査を行うとともに、担当職員の説明を聴取して実施した。

第4 財政援助の目的

1. 財政援助の名称(所管課)

設立の助成(出資額)(うきはブランド推進課)

施設等の指定管理(うきはブランド推進課)

2. 財政援助の内容と金額

うきはの里(株)出資金 77,200,000円

うきは市総合交流ターミナル事業(指定管理料) 0円

第5 監査の結果及び意見

出資目的に沿った事業運営が行われ、財政状態も良好であり、契約に基づき施設等の管理運営がなされ、諸規定に準拠した事務処理がなされていた。

新型コロナウイルス感染症拡大の中でもホテルの誘致やセミセルフレジの導入、老朽化設備の更新、職場環境の整備などに積極的に取り組み、着実に業績を上げている。

今後もうきはブランドによる地域の連携機能や情報発信機能の拠点としての活躍に期待する。